

高額介護サービス費の支給

介護保険サービス（介護保険給付・総合事業サービス）を利用した場合、利用した金額の1割～3割を利用者が負担しますが、この利用負担が高額にならないように、一定の上限が決められています。

この利用者負担の上限を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として、後から支給されます。該当する方には、ご案内と申請書をお送りします。

利用者負担段階区分	所得等合計額	上限額（1ヶ月あたり）
生活保護受給者		15,000円
本人及び世帯全員が 市民税非課税	老齢福祉年金受給者	15,000円（個人）
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	24,600円（世帯）
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以上	24,600円
市民税課税世帯		44,400円
現役並み所得者	年収が約383万以上約770万円未満	44,400円
	年収が約770万以上約1,160万円未満	93,000円
	年収が約1,160万以上	140,100円

※現役並み所得：同じ世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がおり、同じ世帯の65歳以上の方の収入の合計が520万円（単身の場合は383万円）以上の方。

上限額の区分は、利用月の初日において利用者の属する世帯の課税状況等により決まります。サービス利用者が同一世帯に2人以上いるときには、世帯単位でみます。それぞれの利用者負担額の合計がこの上限額を超えた場合、申請すると後から支給されます。これを「世帯合算」といいます。

申請手続きは、市高齢福祉課または各支所へ

介護保険高額介護サービス費支給申請書が届きましたら、申請書に必要事項を記入・押印のうえ、申請してください。

1回申請すると、次回から該当する月分は自動的に指定口座に振り込まれます。